

埼玉経済同友会とものづくり大学との包括的連携に関する協定書

埼玉経済同友会（以下「甲」という。）とものづくり大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

令和 8 年 3 月 19 日

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、教育、文化、産業等の多様な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番 5 号

甲 埼玉経済同友会

代表幹事

（連携協力事項）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 地域経済の活性化に関する事項
- (2) 教育及び文化の振興に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) その他甲と乙が協議して必要と認める事項

代表幹事

（有効期間）

第 3 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙のいずれからこの協定の改廃の申し入れがないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から同一内容で 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

行田市前谷 3 3 3 番地

乙 ものづくり大学

学長

（その他）

第 4 条 この協定に定めるもののほか、連携し、協力する事項の細目その他の事項については、甲乙が協議して別に定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙はおのこの 1 通を保有する。

國 介 泰 雄